

施 策 【1. 子育て・生活支援】			
No.	1-1⑦	項 目	保育所等での子育て支援
担当課	保育・幼稚園課		

事業概要

事業	ひとり親家庭児童の保育所等の優先入所事業（保育料の一部軽減）
内容	保育料については、世帯の市民税額による応能負担となっているが、松山市では、国が定めた徴収基準額より低い額とし、負担軽減を図っており、生活保護世帯及び市民税非課税世帯については、無料としている。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

取り組み 状 况	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績																			
	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯について、入所の優先度を引き続き高めた。 ひとり親世帯のうち市民税所得割額が 77,101 円未満の課税世帯について、国が定めた徴収基準額より低い額とし、負担軽減を図った。 市民税非課税世帯のうちひとり親世帯は、公立保育園の一時預かり利用料金を全額减免し、負担軽減を図った。 <p>(令和6年3月現在)</p> <table> <tbody> <tr> <td>ひとり親家庭児童数</td> <td>858 人</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭保育料無料児童数</td> <td>790 人</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭保育料軽減児童数</td> <td>68 人</td> </tr> <tr> <td>全児童数</td> <td>8,758 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(認定こども園、地域型保育含む)</td> </tr> </tbody> </table>	ひとり親家庭児童数	858 人	ひとり親家庭保育料無料児童数	790 人	ひとり親家庭保育料軽減児童数	68 人	全児童数	8,758 人	(認定こども園、地域型保育含む)		<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯について、入所の優先度を引き続き高めた。 ひとり親世帯のうち市民税所得割額が 77,101 円未満の課税世帯について、国が定めた徴収基準額より低い額とし、負担軽減を図った。 市民税非課税世帯のうちひとり親世帯は、公立保育園の一時預かり利用料金を全額减免し、負担軽減を図った。 <p>(令和7年3月現在)</p> <table> <tbody> <tr> <td>ひとり親家庭児童数</td> <td>895 人</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭保育料無料児童数</td> <td>817 人</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭保育料軽減児童数</td> <td>78 人</td> </tr> <tr> <td>全児童数</td> <td>8,913 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(認定こども園、地域型保育含む)</td> </tr> </tbody> </table>	ひとり親家庭児童数	895 人	ひとり親家庭保育料無料児童数	817 人	ひとり親家庭保育料軽減児童数	78 人	全児童数	8,913 人	(認定こども園、地域型保育含む)
ひとり親家庭児童数	858 人																				
ひとり親家庭保育料無料児童数	790 人																				
ひとり親家庭保育料軽減児童数	68 人																				
全児童数	8,758 人																				
(認定こども園、地域型保育含む)																					
ひとり親家庭児童数	895 人																				
ひとり親家庭保育料無料児童数	817 人																				
ひとり親家庭保育料軽減児童数	78 人																				
全児童数	8,913 人																				
(認定こども園、地域型保育含む)																					

施 策 **【1. 子育て・生活支援】**

No.	1-1①	項 目	保育所等での子育て支援
-----	------	-----	-------------

担当課	保育・幼稚園課
-----	---------

事業概要

事業	延長保育・一時預かり事業
内容	保育所、認定こども園、新制度に移行している私立幼稚園などに対し、保護者の就労や、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育する事業に助成する。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

取り組み 状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<p>【松山市子ども・子育て支援事業計画5年度実績】</p> <p>延長保育 実績値 2,477 人 ※年間利用人数</p> <p>一時預かり事業 実績値 (一般型) 48,606 人 (余裕活用型) 1,137 人 ※年間延べ利用人数</p>	<p>【松山市子ども・子育て支援事業計画6年実績】</p> <p>延長保育 実績値 2,519 人 ※年間利用人数</p> <p>一時預かり事業 実績値 (一般型) 48,524 人 (余裕活用型) 814 人 ※年間延べ利用人数</p>

施 策 【1. 子育て・生活支援】

No.	1-2⑦	項 目	保育所等以外での子育て支援
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	子育て短期支援事業
内容	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

取り組み 状 況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<p>※令和4年度から、委託先に7名の里親を追加。令和5年度からは、2名の里親を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父子家庭利用実績 <p>ショートステイ 延べ児童 0人、0日 トワイライトステイ 延べ児童 0人、0日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭利用実績 <p>ショートステイ 延べ児童 194人・母1人、675日 トワイライトステイ 延べ児童 16人、16日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般世帯利用実績 <p>ショートステイ 延べ児童 11人・母1人、44日 トワイライトステイ 延べ児童 0人、0日</p> <p>〈合計〉</p> <p>ショートステイ 延べ児童 205人・母2人、719日 トワイライトステイ 延べ児童 16人、16日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請理由 <p>保護者の疾病…延べ 0件 社会的な事由（仕事や冠婚葬祭、公的行事への参加等）…延べ 32件 精神的な事由（育児疲れ・ノイローゼ）…延べ 73件 家庭養育上の事由（出産や事故、災害、緊急一時保護等）…延べ 41件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知方法 <p>広報や「ひとり親家庭のしおり」に掲載し周知に努めている。</p>	<p>※令和4年度7名、令和5年度9名、令和6年度8名の里親に委託した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父子家庭利用実績 <p>ショートステイ 延べ児童 2人、5日 トワイライトステイ 延べ児童 0人、0日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭利用実績 <p>ショートステイ 延べ児童 156人・母1人、585日 トワイライトステイ 延べ児童 6人、6日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般世帯利用実績 <p>ショートステイ 延べ児童 24人、68日 トワイライトステイ 延べ児童 4人、4日</p> <p>〈合計〉</p> <p>ショートステイ 延べ児童 182人・母1人、658日 トワイライトステイ 延べ児童 10人、10日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請理由 <p>保護者の疾病…延べ 0件 社会的な事由（仕事や冠婚葬祭、公的行事への参加等）…延べ 33件 精神的な事由（育児疲れ・ノイローゼ）…延べ 113件 家庭養育上の事由（出産や事故、災害、緊急一時保護等）…延べ 42件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知方法 <p>広報や「ひとり親家庭のしおり」に掲載し周知に努めている。 福祉・子育て相談窓口において、父子家庭から寄せられた相談は令和6年度0件、</p>

福祉・子育て相談窓口において、父子家庭から寄せられた相談は令和5年度2件、令和4年度4件と少なく、父子家庭の事業の利用までは結びついていない。カンガエルーカフェサイト、ひとり親家庭のしおりやまつトコ等の配布を通して、事業の周知に努めており、寄せられる相談は一定数あること、利用実績も増えていることから、周知はできているものと判断している。	令和5年度2件と少なく、父子家庭の事業の利用までは結びついていない。まつやまこども・子育てサイト「にこっと」、ひとり親家庭のしおりやまつトコ等の配布を通して、事業の周知に努めており、寄せられる相談は一定数あること、利用実績も増えていることから、周知はできているものと判断している。
---	--

施 策 【1. 子育て・生活支援】

No.	1-2①	項目	保育所等以外での子育て支援
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	ファミリー・サポート・センター事業（育児）
内容	子育てに関し、「援助を受けたい方（依頼会員）」と「援助を行いたい方（提供会員）」両者のあっ旋等を行う。利用料の助成により依頼会員の増加を図るとともに、依頼会員数と提供会員数のバランスを保つ。より安全な援助活動を行うための講習会を実施し、提供会員の知識及び技能の向上を図る。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

取り組み 状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績																			
	<ul style="list-style-type: none"> より使いやすいサービスにするため、平成 26 年度から利用料の助成制度を開始している。 助成制度は、以下のとおり、ひとり親家庭に手厚い内容としている。 <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭（児童扶養手当受給者） 1 カ月 5 時間まで無料 ※令和 5 年度の 1 カ月の利用時間実績は 平均 3 時間 25 分 ② ①以外の家庭 1 カ月 2 時間 30 分まで無料 <p>令和 6 年 3 月末現在</p> <table> <tbody> <tr> <td>育児依頼会員総数</td> <td>676 人</td> </tr> <tr> <td>育児提供会員総数</td> <td>378 人</td> </tr> <tr> <td>両方会員</td> <td>20 人</td> </tr> <tr> <td>育児延活動件数</td> <td>4,806 件</td> </tr> <tr> <td>病児・病後児預かり件数</td> <td>0 件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年度は初級講習会を 2 回実施し、30 名が新たに提供会員となった。 <p>提供会員について、コロナ前は 550 人程の提供会員がおり、コロナ以降、令和 2 年度は 427 人、令和 3 年度は 381 人、令和 4 年度は 376 と会員数が減少していたが、令和 5 年度は増加となった。今後も、提供会員・依頼会員ともに増加となるよう努める。</p>	育児依頼会員総数	676 人	育児提供会員総数	378 人	両方会員	20 人	育児延活動件数	4,806 件	病児・病後児預かり件数	0 件	<ul style="list-style-type: none"> 助成制度は、以下のとおり、ひとり親家庭に手厚い内容としている。 <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭（児童扶養手当受給者）への利用料の助成 1 カ月 5 時間まで無料 ※令和 6 年度の 1 カ月の利用時間実績は平均 2 時間 45 分 ② ①以外の家庭への利用料の助成 1 カ月 2 時間 30 分まで無料 ※令和 6 年度の 1 カ月の利用時間実績は平均 2 時間 27 分 <p>令和 7 年 3 月末現在の会員数等</p> <table> <tbody> <tr> <td>育児依頼会員総数</td> <td>775 人</td> </tr> <tr> <td>育児提供会員総数</td> <td>400 人</td> </tr> <tr> <td>両方会員</td> <td>21 人</td> </tr> <tr> <td>育児延活動件数</td> <td>3934 件</td> </tr> <tr> <td>病児・病後児預かり件数</td> <td>3 件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 令和 6 年度は初級講習会を 2 回実施し、38 名が新たに提供会員となった。 <ul style="list-style-type: none"> 提供会員について、令和 2 年度～令和 4 年度は減少していたが、令和 5 年度からは 398 人と増加に転じ、令和 6 年度も増加となった。今後も、提供会員・依頼会員ともに増加となるよう努める。 	育児依頼会員総数	775 人	育児提供会員総数	400 人	両方会員	21 人	育児延活動件数	3934 件	病児・病後児預かり件数
育児依頼会員総数	676 人																				
育児提供会員総数	378 人																				
両方会員	20 人																				
育児延活動件数	4,806 件																				
病児・病後児預かり件数	0 件																				
育児依頼会員総数	775 人																				
育児提供会員総数	400 人																				
両方会員	21 人																				
育児延活動件数	3934 件																				
病児・病後児預かり件数	3 件																				

施 策 【1. 子育て・生活支援】

No.	1-2⑦	項目	保育所等以外での子育て支援
-----	------	----	---------------

担当課	こどもえがお課
-----	---------

事業概要

事業	児童クラブ運営事業
内容	昼間、就労等により保護者がいない家庭の小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供する。市内 114 箇所（令和2（2020）年4月）の児童クラブを設置している。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

取り組み状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<p>令和5年度から124箇所で事業を実施している。 なお、令和6年度からは2クラブ（北久米、清水）増設により126箇所で事業を実施する。</p> <p>施設数 124箇所（令和5年4月1日時点） 利用児童数 5,680人</p> <p>設置場所については、従来から児童の安全を最優先に考え、可能な限り学校敷地内での整備に取り組んでいる。今後も、施設の安全管理をはじめ、生活支援の面でも事故のないように支援に取り組んでいきたい。</p>	<p>令和6年度から126箇所で事業を実施している。 なお、令和7年度からは1クラブ（味生第二）増設により127箇所で事業を実施する。</p> <p>施設数 126箇所（令和6年4月1日時点） 利用児童数 5,969人</p> <p>設置場所については、従来から児童の安全を最優先に考え、可能な限り学校敷地内での整備に取り組んでいる。今後も、施設の安全管理をはじめ、生活支援の面でも事故のないように支援に取り組んでいきたい。</p>

施 策 【1. 子育て・生活支援】

No.	1-3⑦	項目	生活支援
-----	------	----	------

担当課	子育て支援課
-----	--------

事業概要

事業	ひとり親家庭日常生活支援事業
内容	ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図る。

対象	母子・父子・寡婦
----	----------

事業実施状況

取り組み状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<p>利用件数 4件 [延べ8回・16時間] 利用世帯 母子世帯 4件 父子世帯 0件</p> <p>児童扶養手当の現況届時に「ひとり親家庭のしおり」を配付し、制度の周知広報に努めた。 家庭生活支援員の派遣を希望する場合は、前もって派遣対象家庭として登録する必要があるが（年度毎に登録が必要）、緊急を要する場合には、手続き等は事後とするなど弾力的な運用を行った。</p>	<p>利用件数 5件 [延べ13回・26時間] 利用世帯 母子世帯 5件 父子世帯 0件</p> <p>児童扶養手当の現況届時に「ひとり親家庭のしおり」を配付し、制度の周知広報に努めた。 家庭生活支援員の派遣を希望する場合は、前もって派遣対象家庭として登録する必要があるが（年度毎に登録が必要）、緊急を要する場合には、手続き等は事後とするなど弾力的な運用を行った。</p>

施 策 【1. 子育て・生活支援】		
No.	1-3①	項目 生活支援
担当課	子育て支援課	
事業概要		
事業	母子生活支援施設事業	
内容	母子家庭の母と 18 歳未満の児童又はこれに準ずる事情のある母子が、安心して生活していくことができるよう、母子生活支援施設である松山市小栗寮への入所を実施し、自立促進のための生活支援を行う。	
対象	母子	
事業実施状況		
取り組み 状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子支援員と入所している母子家庭の母の面談等の実施により、自立に向けて取り組む。 ・精神的ケアを要す世帯や DV 被害等により保護が必要な世帯への支援を行う。 <p>入所世帯 (R6 年 3 月末時点) 9 世帯 (22 名)</p> <p>母子生活施設においては、一定期間の入所を経て母が自立できるよう、母と相談をしながら生活の基盤等を整えている。現在は毎年度の入所・退所数が同数程度となっており、入所世帯が定着しているように見えるが、若干の入所者の変動はある。入所に至っていないものの、入所に関する相談は一定数あることから、周知は行えているものと考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子支援員と入所している母子家庭の母の面談等の実施により、自立に向けて取り組む。 ・精神的ケアを要す世帯や DV 被害等により保護が必要な世帯への支援を行う。 <p>入所世帯 (R7 年 3 月末時点) 8 世帯 (19 名)</p> <p>母子生活施設においては、一定期間の入所を経て母が自立できるよう、母と相談をしながら生活の基盤等を整えている。現在は毎年度の入所・退所数が同数程度となっており、入所世帯が定着しているように見えるが、若干の入所者の変動はある。R6 年度は、DV 被害等の理由により広域入所措置として 2 世帯の支援を行った。なお、入所に至っていないものの、入所に関する相談は一定数あることから、周知は行えているものと考えている。</p>

施 策 【1. 子育て・生活支援】

No.	1-3⑦	項目	生活支援
-----	------	----	------

担当課	住宅課
-----	-----

事業概要

事業	市営住宅入居申込の優遇措置
内容	子育て世帯については、入居収入基準を緩和する。募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行う。母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯を含む高齢者世帯などの優先対象世帯のみで優先枠の入居抽選を行ったのちに、優先対象世帯とその他の世帯で優先枠以外の入居抽選を実施する。母子専用住宅を20戸設置しており、母子家庭の状況に配慮した住環境を整える。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
取り組み 状況	<p>「定期募集・随時募集・特定入居」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居申込数 760 世帯 (うちひとり親世帯数) 102 世帯 ・入居世帯数 130 世帯 (うちひとり親世帯数) 25 世帯 <p>母子専用住宅入居率 (令和6年3月31日時点) 95% (20戸中19戸入居中)</p>	<p>「定期募集・随時募集・特定入居」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居申込数 902 世帯 (うちひとり親世帯数) 118 世帯 ・入居世帯数 124 世帯 (うちひとり親世帯数) 28 世帯 <p>母子専用住宅入居率 (令和7年3月31日時点) 90% (20戸中18戸入居中)</p>

施 策 【1. 子育て・生活支援】		
No.	1-3⑤	項 目 生活支援
担当課	子育て支援課・生活福祉総務課・生活福祉業務第1課・生活福祉業務第2課	

事業概要

事業	松山市子ども健全育成事業（土曜塾）
内容	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

取り組み 状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<p>毎週土曜日に市内3ヶ所で「松山市子ども健全育成事業（土曜塾）」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月に、令和5年4月1日時点で児童扶養手当支給世帯のうち、中学生がいる世帯（1,315世帯）に対しチラシ及び申込書を送付 ・ひとり親世帯127名の登録（全部78名、一部49名）、延べ1,547人の参加 ・生活保護世帯含む低所得者世帯26名の登録、延べ261人の参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週土曜日に市内3ヶ所で「松山市子ども健全育成事業（土曜塾）」を実施 延べ40回開催、延べ1,999人の参加 ・令和6年4月に、令和6年4月1日時点で児童扶養手当支給世帯のうち中学生がいる世帯（1,275世帯）、生活保護世帯のうち中学生がいる世帯（159世帯）に対しチラシ及び申込書を送付（併せて市のホームページに掲載） ・ひとり親世帯126名の登録、延べ1,750人の参加 ・生活保護世帯含む低所得者世帯26名の登録、延べ249人の参加

施 策 【1. 子育て・生活支援】			
No.	1-4⑦	項 目	相談機能の充実
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	母子・父子自立支援員等、弁護士による相談の充実
内容	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・子どもの養育や教育等について総合的な相談等を行う。また、法律知識を要する専門的な相談に対しては、弁護士による相談を行う。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

取り組み 状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	(母子父子自立支援員) 相談処理件数 2,162 件 (弁護士) ※無料 (1回あたり 1 時間程度) 相談件数 0 件	(母子父子自立支援員) 相談処理件数 2,443 件 (弁護士) ※無料 (1回あたり 1 時間程度) 相談件数 1 件

施 策 【1. 子育て・生活支援】		
No.	1-4①	項 目
担当課	こども相談課	

事業概要

事業	総合相談事業
内容	0歳～18歳までの子どもに関する総合的な相談窓口として、子育て、発達、虐待、いじめ、不登校、問題行動などの様々な相談や、妊娠出産に関する悩みを抱える方からの相談を受け付け、関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行う。

対象	母子・父子・寡婦
----	----------

事業実施状況

取り組み 状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<ul style="list-style-type: none"> 0歳～18歳までの子どもに関する総合的な相談窓口である「子ども総合相談」では、不登校に関する相談が最も多く、電話や来所面談、家庭訪問により、子どもや保護者の思いを傾聴し個々の状況に応じて学校や教育支援センター事務所、医療機関等の関係機関と連携し支援を行っている。 シングル妊娠、若年妊娠なども含む養育支援が特に必要な家庭に対しては、家庭訪問等により養育に関する助言や情報提供を行う。妊娠期から子育て期まで寄り添った支援を行うことで虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努める。 <p>令和5年度に支援を実施した児童数 3,270 人 令和5年度に支援を実施した特定妊娠数 180 人 合計 3,450 人 令和5年度目標値 支援対象人数 3,278 人</p> <p>養育支援訪問を実施した世帯数 815 世帯 養育支援訪問を実施した世帯の延訪問数 2,711 回 令和5年度目標値 訪問件数 3,000 回</p>	<ul style="list-style-type: none"> 0歳～18歳までの子どもに関する総合的な相談窓口である「こども相談」では、不登校に関する相談が最も多く、電話や来所面談、家庭訪問により、こどもや保護者の思いを傾聴し個々の状況に応じて学校や教育支援センター事務所、医療機関等の関係機関と連携し支援を行っている。 シングル妊娠、若年妊娠なども含む養育支援が特に必要な家庭に対しては、家庭訪問等により養育に関する助言や情報提供を行う。妊娠期から子育て期まで寄り添った支援を行うことで虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努める。 <p>令和6年度に支援を実施した児童数 3,136 人 令和6年度に支援を実施した特定妊娠数 147 人 合計 3,283 人 令和6年度目標値 支援対象人数 3,200 人</p> <p>養育支援訪問を実施した世帯数 752 世帯 養育支援訪問を実施した世帯の延訪問数 2,654 回 令和6年度目標値 訪問件数 3,000 回</p>

施 策 【1. 子育て・生活支援】

No.	1-5⑦	項目	情報提供の充実・関係機関団体との連携強化
担当課	子育て支援課及び関係各課		

事業概要

事業	「ひとり親家庭のしおり」等を通じた情報提供
内容	「ひとり親家庭のしおり」を市の関係窓口等で配布するとともに、市ホームページで各種制度の周知に努める。離婚届提出時に保険、年金、各手当等の受給手続きに漏れがないようチラシによる案内を行う。

対象	母子・父子・寡婦
----	----------

事業実施状況

取り組み状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<ul style="list-style-type: none">「ひとり親家庭のしおり」を市のホームページに掲載するとともに、児童扶養手当の現況届け時に全員に配布を行い、制度の周知広報に努めた。配布数 約8,000部。・養育費に関して離婚前や離婚届提出時に市民課等の窓口で、「子どもの養育に関する合意書作成の手引き」をお渡しするほか、各種窓口にパンフレットを設置したり、市のホームページに掲載するなど、様々な周知に努めた。	<ul style="list-style-type: none">「ひとり親家庭のしおり」を市のホームページに掲載するとともに、児童扶養手当の現況届け時に全員に配布を行い、制度の周知広報に努めた。配布数 約7,500部・養育費に関して離婚前や離婚届提出時に市民課等の窓口で、「子どもの養育に関する合意書作成の手引き」をお渡しするほか、各種窓口にパンフレットを設置したり、市のホームページに掲載するなど、様々な周知に努めた。

施 策 【1. 子育て・生活支援】		
No.	1-5①	項 目 情報提供の充実・関係機関団体との連携強化
担当課	子育て支援課・生活福祉総務課	

事業概要

事業	民生委員児童委員等との連携強化
内容	民生児童委員が地域のひとり親家庭等に対し相談に応じ、福祉制度の紹介や関係資料の作成を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぐ。

対象	母子・父子・寡婦
----	----------

事業実施状況

取り組み 状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<p>児童扶養手当申請時の家庭状況の申し立て内容の事実確認について、民生児童委員に依頼するなど、連携のもとに母子家庭等の支援に取り組んだ。</p> <p>※母子父子寡婦福祉資金貸付について、申請時に母子及び保証人に関する意見書の作成について民生児童委員に依頼するなど連携を行ってきたが、他市において申請時に児童委員との面談や証明書の提出は求めていないことを踏まえ、令和4年12月から貸付申請に関する証明書を廃止とした。連帯保証人へは自立支援員から、保証人になった事実を確認している。</p>	<p>児童扶養手当申請時の家庭状況の申し立て内容の事実確認について、令和5年12月の国の通知に基づき、職員が本人に聞き取り等を行い、内容に相違がないと確認できた場合は、民生児童委員に代わり福祉事務所長による証明とする運用に変更した。</p>

施 策 【1. 子育て・生活支援】

No.	1-5⑦	項目	情報提供の充実・関係機関団体との連携強化
-----	------	----	----------------------

担当課	子育て支援課
-----	--------

事業概要

事業	関係機関・団体との連携強化
内容	必要に応じて、県や警察等の関係機関との連携による支援を行う。

対象	母子・父子・寡婦
----	----------

事業実施状況

取り組み 状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<ul style="list-style-type: none"> 青森県で開催された全国婦人相談員連絡協議会に参加し、困難な問題を抱える女性への支援の在り方や女性相談支援員の役割、共同親権等について学んだ。また、愛媛県主催の研修会や連絡会に参加し、事例を通して支援者への対応や課題解決を学んだり、要保護児童対策関係機関研修会やオンラインで開催された全国フォーラム等にも参加し、各関係機関との情報共有を行ったりした。 愛媛県総合福祉支援センターと愛媛県男女共同参画センター、警察と連携し、DV被害者の支援に取り組んだ。 福祉・子育て相談窓口でのDV被害に関する取扱い延べ件数 106 件 さまざまな角度から検討を要する個別の支援事案については、警察や学校、児童相談所などの関係機関が随時参集し、出来る限りの支援策について協議し、連携して取り組んだ。 様々な機関と連携した支援を行う中で、相談者自身のDVに対する認識が異なり、自身の判断で捉えている幅も広く、対応に苦慮しているところがある。また、新たに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定や配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律が一部改正され、令和6年4月1日から施行される。法律に基づいた支援を行っていく中で、新たな課題も出てくるものと捉えており、今後も各機関との連携に努めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 石川県で開催された全国女性相談支援員・心理支援員研究協議会に参加し、困難な問題を抱える女性に適切な支援を行うため、女性相談支援員の相談業務について研究協議を行った。また、愛媛県主催の研修会や連絡会に参加し、事例を通して支援者への対応や課題解決を学ぶ他、要保護児童対策関係機関研修会やオンラインで開催された中国・四国地区女性支援事業研究協議会等にも参加し、各関係機関との情報共有を行った。 愛媛県総合福祉支援センターと愛媛県男女共同参画センター、警察と連携し、DV被害者の支援に取り組んだ。 福祉・子育て相談窓口でのDV被害に関する取扱い延べ件数 76 件 さまざまな角度から検討を要する個別の支援事案については、警察や学校、児童相談所などの関係機関が随時参集し、出来る限りの支援策について協議し、連携して取り組んだ。 様々な機関と連携した支援を行う中で、相談者自身のDVに対する認識が異なり、自身の判断で捉えている幅も広く、対応に苦慮しているところがある。また、令和6年4月より困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行され、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等複雑化、多様化と複合化しているため、今後も各機関との連携に努めていく。

施 策 [2. 就業支援]		
No.	2-6⑦	項 目
担当課	能力向上のための支援	
担当課	子育て支援課	

事業概要

事業	自立支援教育訓練給付金支給事業
内容	自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成する。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

取り組み 状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<p>事業修了者 20 人 就業者数 20 人</p> <p>受講講座の 20 人の内訳は、看護師が 7 人、介護職員初任者研修が 2 人、介護福祉士実務者研修が 2 人、社会福祉士が 1 人、医療事務講座が 2 人、登録販売者が 1 人、ケアマネジャーが 1 人、精神保健福祉士が 1 人、鍼灸師が 1 人、Microsoft Office Specialist が 1 人、Web クリエイター能力認定試験が 1 人。就業状況については、8 人が取得した資格に関連する事業所へ就職し、12 人が取得した資格に関連する事業所へ継続勤務となった。</p> <p>広報活動については、児童扶養手当現況届の時期のパンフレット配布や公共職業安定所と案内等の面で連携を行っている。</p> <p>また、専門実践教育訓練対象講座について、5 人から給付金の指定講座申請があった。</p>	<p>事業修了者 10 人 就業者数 9 人</p> <p>受講講座の 10 人の内訳は、看護師が 1 人、栄養士が 1 人、介護福祉士実務者研修が 3 人、介護職員初任者研修が 1 人、医療事務講座が 2 人、中型免許教習が 1 人、Web クリエイター能力認定試験が 1 人。就業状況については、1 人が取得した資格に関連する事業所へ就職し、7 人が取得した資格に関連する事業所へ継続勤務となった。</p> <p>広報活動については、児童扶養手当現況届の時期のパンフレット配布や公共職業安定所と案内等の面で連携を行っている。</p> <p>また、専門実践教育訓練対象講座について、8 人から給付金の指定講座申請があった。</p>

施 策		【2. 就業支援】	
No.	2-6①	項 目	能力向上のための支援
担当課		子育て支援課	
事業概要			
事業	高等職業訓練促進給付金等支給事業		
内容	国家資格の専門的な資格取得を目指し、養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した就学環境を提供するために促進給付金等を支給する。		
対象	母子・父子		
事業実施状況			
	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績	
取り組み 状 態	<p>利用者数 (受給者数) 44人 (4年度から継続支給 26人、新規受給 18人)</p> <p>修了者数 16人 (うち就業者数 16人、就職率 100%)</p> <p>令和6年度以降の継続者数 27人</p> <p>受給者の主な資格は、准看護師 10人、看護師 15人で約 57%となつており、その他は鍼灸師、美容師などである。また、情報通信関係等の民間資格も対象資格としたことで、Microsoft Office Specialist1人、Web クリエイター能力認定試験1人資格を取得した。修了者の雇用形態の内訳は、正社員 16人であり、取得した資格を活かした就労先になつてゐる。</p> <p>令和3年度から、支給期間について、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師の養成機関を修了した者が引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業するときは、それぞれの養成機関に修業する期間を通算して36月→48月を上限とした。また、デジタル分野をはじめとした好条件での就労につながる職業訓練の受講を促進するため、令和5年度も引き続き、訓練受講期間を1年以上から6月以上に柔軟化し、国家資格に加え、情報通信関係等の民間資格も対象資格とした。</p>	<p>利用者数 (受給者数) 49人 (5年度から継続支給 31人、新規受給 18人)</p> <p>修了者数 19人 (うち就業者数 16人、就職率 84%)</p> <p>令和7年度以降の継続者数 26人</p> <p>受給者の主な資格は、准看護師 15人、看護師 11人で約 53%となつており、その他は鍼灸師、栄養士などである。また、情報通信関係等の民間資格も対象資格としたことで、Web クリエイター能力認定試験では2人資格を取得した。修了者の雇用形態の内訳は、正社員 13人であり、取得した資格を活かした就労先になつてゐる。資格取得後、育児や家庭の事情等の理由で3人の就労先が決まつてないが、自立支援プログラムを勧めるなど継続的な支援を行つてゐる。</p> <p>令和3年度から、支給期間について、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師の養成機関を修了した者が引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業するときは、それぞれの養成機関に修業する期間を通算して36月→48月を上限とした。また、デジタル分野をはじめとした好条件での就労につながる職業訓練の受講を促進するため、令和6年度も引き続き、訓練受講期間を1年以上から6月以上に柔軟化し、国家資格に加え、情報通信関係等の民間資格も対象資格とした。</p>	

施 策 [2. 就業支援]

No.	2-6⑦	項目	能力向上のための支援
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	就業支援講習会等事業
内容	ひとり親家庭の親とその子及び寡婦を対象に、パソコン講習・介護職員初任者研修講習会等、就労に際して必要な知識や技能を身に付ける講習を実施する。

対象	母子・父子・寡婦とその子
----	--------------

事業実施状況

取り組み 状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績						
	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン講座 <table> <tr> <td>申込者 13人</td> </tr> <tr> <td>講習修了者 11人</td> </tr> </table> ・介護職員初任者研修 <table> <tr> <td>申込者 2人</td> </tr> <tr> <td>講習修了者 一</td> </tr> </table> <p>※講習会の定員は各 10 人程度。介護職員初任者研修は、受講申込者数少人数により事業中止となった。</p>	申込者 13人	講習修了者 11人	申込者 2人	講習修了者 一	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン講座【MOS資格対策講座】 <table> <tr> <td>申込者 9名 (母子家庭8名、寡婦1名)</td> </tr> <tr> <td>講習終了者 5名</td> </tr> <tr> <td>うち試験合格者</td> </tr> </table> <p>MOS 2019エキスパート (Word) 4名 (Excel) 2名 ※4月18日時点</p>	申込者 9名 (母子家庭8名、寡婦1名)	講習終了者 5名
申込者 13人								
講習修了者 11人								
申込者 2人								
講習修了者 一								
申込者 9名 (母子家庭8名、寡婦1名)								
講習終了者 5名								
うち試験合格者								

施 策 【2. 就業支援】		
No.	2-6⑩	項 目 能力向上のための支援
担当課	ふるさと納税・経営支援課	

事業概要

事業	資格取得等助成金事業
内容	資格取得や職業能力の開発向上のために、厚生労働大臣が指定する訓練講座を受講・修了した求職者を対象に、訓練講座受講に係る費用の一部を助成金として支給する。

対象	母子・父子・寡婦
----	----------

事業実施状況

	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
取り組み 状況	<p>国の給付制度を受給できない求職者を対象とし、資格取得や職業能力の開発・向上のために厚生労働大臣指定教育訓練講座（一般教育訓練講座・特定一般教育訓練講座）受講に係る費用の一部を助成金として支給しています。</p> <p>【令和5年度実績】（令和6年3月31日現在）</p> <p>認定者数 5名 [うち対象者数は不明] 支給者数 3名 [うち対象者数は不明] 就職者数 1名（非正規1名）[うち対象者数は不明]</p> <p>（※講座終了が年度を超える場合や、講座終了後に就職活動を行う求職者が多く、認定・支給を受けてすぐに就職に至らないケースが多いため、追跡調査を行い、就職状況を確認している。上記実績はR6.3末の数字であるため、就職者数は増加する見込みである）</p> <p>※上記実績は制度全体の実績。 本助成金の対象者は、母子・父子・寡婦に限定したものではなく、申請時に家庭環境が確認できる 書類の提出は求めていないため、母子・父子・寡婦の実績は不明。</p>	<p>国の給付制度を受給できない求職者を対象とし、資格取得や職業能力の開発・向上のために厚生労働大臣指定教育訓練講座（一般教育訓練講座・特定一般教育訓練講座）受講に係る費用の一部を助成金として支給しています。</p> <p>【令和6年度実績】（令和7年3月31日現在）</p> <p>認定者数 3名 [うち対象者数は不明] 支給者数 4名 [うち対象者数は不明] 就職者数 0名</p> <p>（※講座終了が年度を超える場合や、講座終了後に就職活動を行う求職者が多く、認定・支給を受けてすぐに就職に至らないケースが多いため、追跡調査を行い、就職状況を確認している。上記実績はR7.3末の数字であるため、就職者数は増加する見込みである）</p> <p>※上記実績は制度全体の実績。 本助成金の対象者は、母子・父子・寡婦に限定したものではなく、申請時に家庭環境が確認できる 書類の提出は求めていないため、母子・父子・寡婦の実績は不明</p>

施 策 [2. 就業支援]		
No.	2-6④	項 目
担当課	能力向上のための支援	
担当課	子育て支援課	

事業概要

事業	高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業
内容	高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成する。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

取り組み 状 態	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、「ひとり親家庭のしおり」や松山市ホームページにおいて相談窓口を掲載し、本事業を周知した。 <p>令和5年度実績 利用件数 1件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、「ひとり親家庭のしおり」や松山市ホームページにおいて相談窓口を掲載し、本事業を周知した。 <p>令和6年度実績 利用件数 1件</p>

施 策 【2. 就業支援】		
No.	2-7⑦	項 目
		就業機会の創出支援

担当課	子育て支援課
-----	--------

事業概要

事業	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業
内容	児童扶養手当を受給している方の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定する。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

取り組み 状 況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<p>策定件数 4 件</p> <p>就労相談や資格取得に伴う給付金受給者等に対し、本事業の利用案内を行い、総合的な支援として活用した。</p> <p>(ひとり親家庭のしおりや松山市ホームページにおいて相談窓口を掲載し、本事業を周知したほか、求職・就職について相談に来られたひとり親家庭の親、寡婦の方に対し、母子・父子自立支援員がハローワークと連携のうえ、支援対象者に寄り添った職業相談等を行った。)</p>	<p>策定件数 30 件</p> <p>就労相談や資格取得に伴う給付金受給者等に対し、本事業の利用案内を行い、総合的な支援として活用した。</p> <p>ひとり親家庭のしおりや松山市ホームページにおいて相談窓口を掲載し、本事業を周知したほか、求職・就職について相談に来られたひとり親家庭の親、寡婦の方に対し、母子・父子自立支援員がハローワークと連携のうえ、支援対象者に寄り添った職業相談等を行った。</p> <p>R6 年度からは、児童扶養手当の手続時に無職等の方々へ自立支援員から声かけを行い支援制度の説明を行った。</p>

施 策 【2. 就業支援】		
No.	2-7①	項 目 就業機会の創出支援
担当課	企業立地・産業創出課	

事業概要

事業	テレワーク在宅就労促進事業（就労奨励金・発注奨励金の交付）
内容	就職困難者及び在宅で働くことを希望する人の雇用機会の創出及び拡大を図るため、テレワークによる在宅で業務を行う人を雇用等する指定事業所に対し就労奨励金を、その指定事業所に在宅就労業務を発注する事業者に対し、発注額の10%を奨励金とする発注奨励金を交付する。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

取り組み 状 况	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<p>＜松山市テレワーク在宅就労促進事業＞ テレワークの更なる拡大のため常用雇用やパートや個人請負等で就業させる事業所に対して就労奨励金を、テレワーク業務の受注量の安定的確保のため発注先に対する発注奨励金を交付した。</p> <p>指定事業所 7 社（就労奨励金交付件数 1 社…10 名） 発注奨励金交付件数 13 件</p> <p>【過年度からの交付件数の減少理由】 ・発注奨励金 指定事業者への発注事業者数の微減。</p>	<p>＜松山市テレワーク在宅就労促進事業＞ テレワークによる在宅就労者を雇用または個人請負等で就業させる指定事業所の在宅業務の受注量の安定的確保のため、発注した事業者に対して発注奨励金を交付した。</p> <p>指定事業所 7 社 発注奨励金交付件数 11 件</p>

施 策 [3. 養育費確保等の支援]		
No.	3-8⑦	項 目 養育費に係る情報提供と広報・啓発活動の推進
担当課	子育て支援課	

事業概要

事業	養育費の支払（取得）に関する情報提供と広報・啓発活動
内容	養育費の取得手続きなどについて、情報提供をする。「ひとり親家庭のしおり」の配布等により、養育費の支払（取得）に関する啓発をする。養育費について、相談から取得まで一貫した支援を行う。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

取り組み 状 態	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<p>「ひとり親家庭のしおり」において、各種相談として特別相談事業、養育費相談の窓口を掲載している。</p> <p>また、松山市ホームページにも養育費相談窓口を掲載している。</p>	<p>「ひとり親家庭のしおり」において、各種相談として特別相談事業、養育費相談の窓口を掲載している。</p> <p>また、松山市ホームページにも養育費相談窓口を掲載している。</p>

施 策 **【3. 養育費確保等の支援】**

No.	3-8①	項目	養育費に係る情報提供と広報・啓発活動の推進
-----	------	----	-----------------------

担当課	子育て支援課
-----	--------

事業概要

事業	面会交流に関する情報提供と広報・啓発活動
内容	子どもの立場からの面会交流について、広報・啓発活動をする。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

取り組み 状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	「ひとり親家庭のしおり」において、各種相談として特別相談事業、養育費相談の窓口を掲載している。 また、松山市ホームページにも養育費相談窓口を掲載している。	「ひとり親家庭のしおり」において、各種相談として特別相談事業、養育費相談の窓口を掲載している。 また、松山市ホームページにも養育費相談窓口を掲載している。

施 策 【3. 養育費確保等の支援】		
No.	3-9⑦	項 目 養育費や面会交流等に係る相談体制の充実
担当課	子育て支援課	

事業概要

事業	母子・父子自立支援員等による相談の充実
内容	母子・父子自立支援員等が、情報提供や助言を行い、状況に応じ弁護士による法律相談を行うなど養育費確保の促進に努める。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

取り組み状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<p>養育費について母子・父子自立支援員から弁護士等の専門家へ繋いだ実績はないが、1-4⑦「母子・父子自立支援員等、弁護士による相談の充実」の実績にあるように、令和5年度は、2,162件の相談を受けており、生活援護に関する相談（貸付等）が1,361件、児童に関する相談（養育等）が26件であった。相談の中には経済的なものも含まれており、生活費の収支など現在の状況の総合的な聞き取りを行い、そのなかで必要に応じて養育費に関する助言を行うケースもある。</p> <p>母子・父子の自立に向けて引き続き養育費の確保についても適宜対応していく。</p>	<p>養育費について母子・父子自立支援員から弁護士等の専門家へ繋いだ件数は1件である。1-4⑦「母子・父子自立支援員等、弁護士による相談の充実」の実績にあるように、令和6年度は、2,443件の相談を受けており、生活援護に関する相談（貸付等）が1,272件、児童に関する相談（養育等）が13件であった。相談の中には経済的なものも含まれており、生活費の収支など現在の状況の総合的な聞き取りを行い、そのなかで必要に応じて養育費に関する助言を行うケースもある。</p> <p>母子・父子の自立に向けて引き続き養育費の確保についても適宜対応していく。</p>

施 策 【3. 養育費確保等の支援】		
No.	3-9①	項目 養育費や面会交流等に係る相談体制の充実
担当課	子育て支援課	

事業概要

事業	専門相談員による相談の実施
内容	養育費の取り決めや確保、子どもの面会交流について、専門相談員による相談を実施する。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
取り組み状況	<p>養育費相談事業において、養育費確保の専門相談窓口の設置や養育費確保等の普及・啓発活動に取り組んだ。</p> <p>専門相談件数 14 件 婦人相談件数 38 件</p> <p>内、養育費に関する相談 39 件、面会交流に関する相談 8 件、その他相談 5 件。</p> <p>国が令和元年度に創設した「離婚前後親支援モデル事業」を受けて、令和 4 年度に引き続き、松山市離婚前後親支援講座を開催した。</p> <p>第1回：令和 5 年 10 月 29 日（日）13:00～17:30（参加者：11 組） 第2回：令和 6 年 3 月 13 日（水）・14（木）各 9:00～17:00（参加者：7 組）</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演：養育費等相談支援センター（FPIC）から講師を迎える、離婚、ひとり親家庭の現状を踏まえた上で、養育費、面会交流の重要性を説明いただいたり、不履行への対応策の具体例を示していただいた。 ・個別相談：FPIC 松山ファミリー相談室の相談員が個人に寄り添って悩み相談に応じた。 	<p>養育費相談事業において、養育費確保の専門相談窓口の設置や養育費確保等の普及・啓発活動に取り組んだ。</p> <p>専門相談件数 27 件 婦人相談件数 65 件</p> <p>内、養育費に関する相談 45 件、親子交流に関する相談 39 件、その他相談 8 件。</p> <p>国が令和元年度に創設した「離婚前後親支援モデル事業」を受けて、令和 4・5 年度に引き続き、松山市離婚前後親支援相談会を開催した。</p> <p>第1回：令和 6 年 9 月 25 日（水）10:00～15:00（参加者：4 組） 令和 6 年 9 月 26 日（木）11:00～17:00（参加者：5 組） 令和 6 年 9 月 27 日（金）9:00～11:00（参加者：2 組） 第2回：令和 7 年 3 月 11 日（火）9:00～16:00（参加者：6 組） 令和 7 年 3 月 12 日（水）11:00～15:00（参加者：3 組）</p> <p>【概要】</p> <p>FPIC 松山ファミリー相談室の相談員が個人に寄り添って悩み相談に応じた。</p>

施 策 【4. 経済的支援】

No. 4-10⑦ 項 目 子育て世帯等への経済的支援

担当課 子育て支援課

事業概要

事業	児童扶養手当支給事業
内容	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。

対象 母子・父子

事業実施状況

	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
取り組み 状況	<p>児童扶養手当受給資格者 (R6) 5,032 人</p> <p>うち 手当全部支給者 2,000 人</p> <p>手当一部支給者 1,850 人</p> <p>手当支給停止者 591 人</p> <p>※手当の請求者又は扶養義務者及び配偶者の前年の所得が所得制限額以上の場合、手当が支給停止となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の所得制限額以上による支給停止 467 人 ・扶養義務者の所得制限額以上による支給停止 124 人 	<p>児童扶養手当受給資格者 (R7) 4,852 人</p> <p>うち 手当全部支給者 2,715 人</p> <p>手当一部支給者 1,612 人</p> <p>手当支給停止者 525 人</p> <p>※手当の請求者又は扶養義務者及び配偶者の前年の所得が所得制限額以上の場合、手当が支給停止となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の所得制限額以上による支給停止 401 人 ・扶養義務者の所得制限額以上による支給停止 124 人

施 策 **[4. 経済的支援]**

No.	4-10①	項目	子育て世帯等への経済的支援
-----	-------	----	---------------

担当課	子育て支援課
-----	--------

事業概要

事業	ひとり親家庭医療助成事業
内容	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
取り組み 状況	<p>受給対象者 13,160人 (親: 5,699人 子: 7,461人)</p> <p>助成額 654,076,769円</p> <p>助成件数 203,893件</p> <p>※前年の所得が所得制限額以上の場合は、児童等を含め現年7月から翌年6月までの助成を受けることができなくなる。 ・所得超過による資格喪失者 178世帯</p>	<p>受給対象者 12,978人 (親: 5,588人 子: 7,390人)</p> <p>助成額 656,094,028円</p> <p>助成件数 203,524件</p> <p>※前年の所得が所得制限額以上の場合は、児童等を含め現年7月から翌年6月までの助成を受けることができなくなる。令和6年度は児童扶養手当制度改正により所得限度額が引き上げられることに伴い、本制度も所得限度額を引き上げた。 ・所得超過による資格喪失者 115世帯</p>

施 策 【4. 経済的支援】			
No.	4-10⑦	項 目	子育て世帯等への経済的支援
担当課	学校教育課		

事業概要

事業	就学の援助
内容	児童扶養手当受給者等を対象に、経済的な理由で公立小・中学校に児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対して、学用品費・給食費などの援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

取り組み状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<p>ひとり親家庭 就学援助認定児童数（小学生）2,033人 就学援助認定生徒数（中学生）1,252人 ・令和6年度新入学児童生徒を対象として、新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）の支給時期の前倒しを実施</p> <p>ひとり親家庭 新小学1年生（就学予定者） 137人 新中学1年生（小学6年生） 389人</p> <p>経済的な理由で公立の小学校及び中学校（中等教育学校前期課程を含む）への就学が難しい児童・生徒の保護者を対象に、入学準備金（新入学児童生徒学用品費等）をはじめ、学用品費の一部や給食費、修学旅行費などを支援する就学援助を行っている。</p> <p>入学準備金は、小学校及び中学校それぞれの入学時期に支援を行い、また、学用品費の一部や給食費などは毎年支援を受けることができる。就学援助には要件があり、支援が必要な場合は、児童生徒が通学している学校を通じて毎年申請が必要となり、提出時期に合わせて適宜周知を行っている。</p> <p>過年度に比べ、各数値の増減理由については、生徒児童の減少及び家庭環境の変化に伴うものであると考えられる。</p>	<p>ひとり親家庭 就学援助認定児童数（小学生）1,847人 就学援助認定生徒数（中学生）1,236人 ・令和7年度新入学児童生徒を対象として、新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）の支給時期の前倒しを実施</p> <p>ひとり親家庭 新小学1年生（就学予定者） 126人 新中学1年生（小学6年生） 346人</p> <p>経済的な理由で公立の小学校及び中学校（中等教育学校前期課程を含む）への就学が難しい児童・生徒の保護者を対象に、入学準備金（新入学児童生徒学用品費等）をはじめ、学用品費の一部や給食費、修学旅行費などを支援する就学援助を行っている。</p> <p>入学準備金は、小学校及び中学校それぞれの入学時期に支援を行い、また、学用品費の一部や給食費などは毎年支援を受けることができる。就学援助には要件があり、支援が必要な場合は、児童生徒が通学している学校を通じて毎年申請が必要となり、提出時期に合わせて適宜周知を行っている。</p> <p>過年度に比べ、各数値の増減理由については、生徒児童の減少及び家庭環境の変化に伴うものであると考えられる。</p>

施 策 **[4. 経済的支援]**

No.	4-10⑩	項目	子育て世帯等への経済的支援
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
内容	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12種類の資金の貸付を行う。
対象	母子・父子・寡婦

事業実施状況

	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績		
		(貸付実績)	事業開始	0 件
取り組み 状況	事業継続	0 件	事業継続	0 件
	修学資金	48 件	修学資金	36 件
	技能習得資金	3 件	技能習得資金	5 件
	修業資金	8 件	修業資金	7 件
	就職支度	0 件	就職支度	1 件
	生活資金	5 件	生活資金	4 件
	住宅資金	0 件	住宅資金	0 件
	転宅資金	4 件	転宅資金	5 件
	就学支度資金	56 件	就学支度資金	36 件
	合 計	124 件	合 計	94 件
	(内、新規貸付 87 件)		(内、新規貸付 58 件)	
	(徴収率) 令和4年度	令和5年度	(徴収率) 令和5年度	令和6年度
	R5. 3. 31 時点 44.89%	→ R6. 3. 31 時点 45.92%	R5. 3. 31 時点 44.89%	→ R6. 3. 31 時点 51.59%
	(R5. 4. 19 時点 48.48%)			
	R5 債還額 (償還率)	現年：153,981,261 円 (87.03%)	R6 債還額 (償還率)	現年：149,096,772 円 (88.98%)
	過年：29,899,540 円 (13.38%)		過年：42,424,327 円 (20.84%)	
	合計：183,880,801 円 (45.92%)		合計：191,552,778 円 (51.59%)	
	債権徴収員 4 名を中心に連帯保証人を含めた交渉、高額滞納者への弁護士委任で債権回収を行っている。			

施 策 【4. 経済的支援】		
No.	4-10⑩	項 目
担当課	子育て支援課	

事業概要

事業	子育て支援サービス利用料の助成事業
内容	ファミリー・サポート・センター・シルバーハウス・人材センターが実施する保育や送迎などの子育て支援サービス利用料を助成する。ひとり親家庭(児童扶養手当受給者)を対象に助成額を増額する。

対象	母子・父子・寡婦
----	----------

事業実施状況

取り組み 状況	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
	<p>ファミリー・サポート・センター事業 ・1カ月2時間30分まで無料 (児童扶養手当受給者は1カ月5時間までの利用料が無料)</p> <p>令和5年度実績 助成分の活動件数 4,745件 (うち児童扶養手当受給者 560件)</p> <p>イクじい・ばあばママサービス ・1カ月5時間までの利用料金が半額 (児童扶養手当受給者は1カ月10時間までの利用料が半額)</p> <p>令和5年度実績 助成分の活動件数 573件 (うち児童扶養手当受給者 62件)</p>	<p>ファミリー・サポート・センター事業 ・1カ月2時間30分まで無料 (児童扶養手当受給者は1カ月5時間までの利用料が無料) (多胎児世帯は上記に、多胎児の数を乗じた時間が無料)</p> <p>令和6年度実績 助成分の活動件数 3928件 (うち児童扶養手当受給者 252件) (うち多胎児世帯 88件)</p> <p>イクじい・ばあばママサービス ・1カ月5時間までの利用料金が半額 (児童扶養手当受給者は1カ月10時間までの利用料が半額) (多胎児世帯は上記に、多胎児の数を乗じた時間が半額)</p> <p>令和6年度実績 助成分の活動件数 602件 (うち児童扶養手当受給者 109件) (うち多胎児世帯 0件)</p>

施 策 [4. 経済的支援]

No.	4-10④	項目	子育て世帯等への経済的支援
-----	-------	----	---------------

担当課	子育て支援課・生活福祉総務課・生活福祉業務第1課・生活福祉業務第2課
-----	------------------------------------

事業概要

事業	松山市子ども健全育成事業（土曜塾）
内容	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

	参考 令和5年度 実績	令和6年度 実績
取り組み 状況	(再掲 : No. 1-3④)	(再掲 : No. 1-3④)